

## 審 査 基 準

令和3年9月8日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 <del>が</del> 運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章）</li><li>○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）</li></ul>
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めに尽くされている。
標準処理期間：1日
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課
問 い 合 せ 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部 交通規制課駐車対策係
備 考：